



広島県央商工会報

2026年 1月号
広島県央商工会
TEL082-437-0180
FAX082-437-0250
<https://skk.hh-kenoh.jp/>
E-mail:kenoh@hint.or.jp

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様方におかれましては、2026年新年を健やかにお迎えになられましたこと、心よりお喜び申し上げます。

さて、日本経済は賃金と物価の好循環に向けた兆しが明確になりましたが、依然として物価上昇に賃金が追いつかず、実質賃金の着実な回復が最大の課題です。長年にわたり染みついたデフレマインドを払拭し、成長の果実を賃金や投資へ確実に循環させることこそ、日本経済の「再出発」に向けた最大の鍵であると言われています。こうした中、国政においては、初の女性総理として高市総理が誕生し、「日本成長戦略会議」において、17の戦略分野への投資に加え、人的資本の強化、労働市場改革、スタートアップ支援、賃上げ環境整備など、将来の成長力を高める政策課題が明確に示されました。広島県においても、県政史上初の女性知事が誕生し、まず取り組みた5つの政策を掲げられました。1. 農林水産業の生産力を強化し、次の世代に残していく、2. 若者や女性が住みたくなる地域づくり、3. 地域の宝を活かした、創造性や文化・歴史を感じられる観光振興、4. 防災・減災対策、危機管理の強化、5. 核兵器廃絶、恒久平和に向けた取組みであります。

私たち、広島県央商工会を取り巻く環境は、人口減少に伴う消費者の減少、物価高騰や人手不足、急速なデジタル化に加え、最低賃金の大幅な引き上げが、中小・小規模事業者の経営に大きな影響を及ぼしております。こうした環境下において、地域に最も身近な経済団体である広島県央商工会は東広島市との連携を更に強めて、「きめ細かな経営支援サービスの充実」に引き続き取り組んで参ります。

結びに、広島県央商工会が会員の皆様にとって最も身近な支援機関であり続けるために、役職員一同全力で取り組んで参りますので、何卒ご理解・ご協力ををお願い致します。また、今年は丙午の年であります。丙午には、「情熱と行動力で突き進む」「燃え盛るようなエネルギーで道を切り開く」といった縁起のよさが表されています。皆様も、この縁にあやかって、飛躍の年になられる」とをお祈りし、年頭のご挨拶と致します。

広島県央商工会会長 乗越耕司

新年のご挨拶



税務相談会のご案内

令和7年分所得税・消費税の確定申告書等の書類は税務署から送付されません。替わりに「確定申告のお知らせ」のハガキが届きますので、商工会で申告を希望される方は相談時にそのハガキをお持ちください。

申告書類が必要な方は、国税庁のホームページからダウンロードできますのでご活用下さい。

広島県央商工会による所得税・消費税の確定申告の相談日は下記の日程で実施します。なお、青色申告会員の皆様には個別にハガキでご連絡させて頂きますので、ご確認の上、指定相談日時にご来会頂き申告に必要な書類をご提出ください。相談日時等の変更を希望される方や日程調整が困難な方等は、恐れ入りますが1月30日（金）までに商工会へご連絡ください。

北部支所は、**2月3日（火）**から3月16日（月）まで毎日開館致しますのでご利用ください。

※2月17日（火）は事業者交流会開催のため北部支所は午後から休館致します。

※3月2日（月）以降に書類をご持参された方は、通常料金とは別に、3,300円（税込）を頂くこととなります。

※確定申告時期は、商工会館内の混雑が予想されることから、ご来会の際は事前に電話にてご確認頂くなどのご協力をお願い致します。

商工会 確定申告等相談対応日

場所	開催期間	時間	地区
広島県央商工会 (本所)	2月3日（火）～ 2月27日（金）	9時～ 16時	河内地区
北部支所	2月3日（火）～ 2月27日（金）	9時～ 16時	福富地区 豊栄地区

税理士 確定申告相談日

場所	開催日時	地区	講師
広島県央商工会 (本所)	2月24日（火）	河内	菅川 税理士
	3月3日（火）		
	3月11日（水）		
北部支所	2月25日（水）	福富 ・ 豊栄	菅川 税理士
	2月26日（木）		
	3月5日（木）		
	3月10日（火）		

令和7年度確定申告に係る注意点

- 青色申告65万円控除を受けようとする場合は、申告書・決算書全ての電子申告が必要となります。商工会で申告を希望される方は2月27日（金）までに、商工会へ申告に必要な書類・申告書・決算書をご提出下さい。
- 消費税課税事業者の方は、売上及び経費に係る税率を10%と8%（軽減税率）に分けて、分かるようにしておいてください。
- 確定申告書にマイナンバーを記載する際や確定申告書を税務署へ提出する際にマイナンバーカード又は個人番号確認書類（個人番号通知書等）と本人確認書類の提示または提出が必要となります。つきましては、商工会を通じて確定申告書の作成・提出をされる方についても、商工会職員がマイナンバー等を取り扱うため、以下の書類のご提出が必要となります。
 - ①特定個人情報の取扱いに関する同意書
 - ②業務委託契約書（※初めて商工会に確定申告作成を依頼される方）
 - ③マイナンバーカード又は個人番号確認書類と本人確認書類（※e-taxで電子申告される場合はマイナンバーカードのご提出は不要です）

青年部・女性部 部員募集！

商工会には青年経営者・後継者が加入する青年部、事業に携わる女性が加入する女性部があります。地域イベントへの出展や、商品開発、視察研修等を通じて、人脈づくりや経営スキルの向上、地域貢献に対する活動を行っております。ご興味のある方は、お気軽に商工会までご連絡下さい。

【加入条件】

青年部

商工会の会員資格を有する者（法人にあってはその役員）又は、その親族であり、かつ会員の営む事業に従事するものであって年齢45歳以下のもの



女性部

商工会の会員資格を有する者（法人にあってはその役員）又は、その親族であり、かつその会員の営む事業に従事するもの

女性部 提案公募事業 新商品開発

事業者交流会のご案内

商業部会主催で事業者交流会を下記の内容で開催いたします。業務改善助成金など各種制度のご紹介や実際に経営計画を策定された事業者様より、計画作成のプロセスや成果についてお話をいただきます。

また、貴重な情報交換の場となる交流会もご用意しておりますので、商業部会の皆さまだけでなく、商工会員の皆さまなどなたでもご参加下さい。

日 時：令和8年2月17日（火）15:00～18:00
場 所：広島県央商工会2階講習会室（1時間半説明会後交流会）
会 費：1,000円（当日徴収します）定員：20名
申込方法：同封の案内文書に必要事項を記入の上、FAXまたは商工会へお渡しください。
お願い：アルコール等も準備しておりますので、お車の方はその点をご留意ください。

令和8年度税制改正大綱＊抜粋＊

消費課税

○インボイス制度導入に係る経過措置の見直し

- いわゆる2割特例の終了後も、個人事業者については、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、納税額を売上税額の3割とすることができる措置を2年に限り講ずる（令和9年及び令和10年分）。※2割特例とは、インボイス制度の導入に伴い、免税事業者からインボイス発行事業者（課税事業者）に移行した事業者を対象とした特例措置。売上に係る消費税額の80%を控除し、残りの20%を納税額として計算する。
- 免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げのペース・幅を緩和する（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。1免税事業者ごとの年間適用上限仕入額を1億円（現行：10億円）に引き下げる。

個人所得課税

○NISAの拡充

- 次世代の資産形成支援として、NISAのつみたて投資枠の口座開設可能年齢を0～17歳に拡充する（口座保有者である子が0～17歳である間については、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円）。

※令和7年12月26日に閣議決定された令和8年度税制改正大綱の概要を一部抜粋しています。大綱に基づき改正法案が国会審議で成立した後、改めて関連情報をお届けします。

広島県央商工会(旧)北部会館 無償譲渡のご案内

◆無償譲渡財産（商工会員以外の方も対象とさせて頂いております）

(1)土地 所在：東広島市豊栄町鍛冶屋444番地7
地番：444番地7(298.01m²)、444番地9(194.30m²)
地目：宅地 地積：492.31m²

(2)建物 所在：東広島市豊栄町鍛冶屋444番地7 家屋番号444番地7
建築年度：昭和55年度 構造：鉄骨造2階建 総建築延面積：412.820m²
*会館周辺の駐車場部分は東広島市所有の土地となりますので別途相談となります。

お申込み及びお問合せ先

広島県央商工会 担当：平野
TEL082-437-0180 FAX082-437-0250
受付時間：月曜日から金曜日（祝日除く）
午前9時から午後5時まで



商工会員サービス【記帳代行】のご案内

毎日の記帳でお悩みの方 商工会が記帳、決算、申告等の作成をお手伝いします。

【毎日の記帳でお悩みの方】

- 人手不足で経理に手が回らない、販売や生産に人材をシフトしたい
- 起業したいけれど、経理が分からない
- 経理担当者が退職又は長期休業で、経理ができる人材がない

↓ ↓ ↓

商工会には専用の会計ソフトを利用した記帳代行サービスがあります。電子申告の場合、青色申告特別控除65万円の控除が可能です！

【代行内容】

- 日々の入出金等の仕訳入力から各種帳簿の作成（記帳）
- パソコン入力、帳簿・試算表等の作成、経営分析指導まで一貫して代行いたします。

【事業主の方は・・・】

- 事業主の方は日々の現金と預金の出入りを簡単な様式に記入し、毎月1回程度請求書、領収書、預金通帳のコピーを商工会にご提出頂きます。

【記帳代行手数料（月額料金）】 (別途消費税)

個人	5,500円・7,500円・8,500円
法人	6,500円・8,500円・9,500円

※年間仕訳数によって月額料金が変わります。

※自主記帳ができる方向けの会計ソフトを利用したサポートも行っております。

【お問合せ先】 広島県央商工会 TEL：082-437-0180

商工会会計ソフトMA-1の利用料金の改定について

第15回広島県央商工会総代会（令和5年度）において、広島県央商工会運営規約の一部改正（手数料徴収基準等）について上程され、令和6年度から段階的に改訂を行っています。令和8年度から、商工会会計ソフトMA-1利用料金は年額38,000円（※消費税別）となります。

業種	令和6年度・令和7年度	令和8年度以降
MA-1自計事業者への提供価格 (税別・年額)	一般	28,000円
	建設業	32,000円

これまで、自計（※ご自身で記帳入力を行う事業者の方）を推進する目的で、会計ソフトの利用料金を値下げして提供しておりましたが、「ネットde記帳」から「MA-1」に移行したことにより、県内全商工会統一の価格で提供する運びとなり、価格改定となりました。

《1月～3月行事予定》～確定分のみ掲載～

- 2月16日（月） 所得税・消費税確定申告受付開始
2月17日（火） 事業者交流会（県央商工会本所2階）
3月16日（月） 所得税確定申告書提出期限
3月31日（火） 消費税確定申告書提出期限

マル経融資 金利について

令和8年1月5日現在のマル経融資の金利は2.30%です。

次回 会報発行予定 3月下旬